

1. ILC（国際リニアコライダー）への取り組み について

○平井一三委員 自民党県議団の平井一三です。通告に従いまして、ILC、国際リニアコライダーへの取り組みについて質問をいたします。

ILCにつきましては、これまで私も平成二十五年十一月の決算特別委員会での質問を含めて延べ四回質問に立たせていただきました。最後の質問から四年以上が経過しまして、福岡県内でも、また全国的にも話題に上ることも少なくなってきたように思っております。県庁にも、議会にも、のぼり旗がいまだに飾られておりますけれども、皆さんの記憶からはかなり薄らいできたのではないかなと思っているところであります。

久しぶりの質問なので、ILCの概要について少し述べさせていただき、質問に入りたいと思います。

ILCの研究施設は、地下の非常に強固な岩盤に掘られた全長三十一キロメートルから五十キロメートルの地下トンネルの中に設置された直線加速器で、電子と陽電子とをほぼ光の速さまで加速し、衝突させることで、宇宙誕生直後の状態を再現し、未知の粒子の発見や宇宙誕生の謎を解明することを目的としております。

全世界五カ所の建設候補地のうち、日本の脊振地域と北上地域が大変有望な候補地となっております。

スーパーコンピューター技術、医療や創薬などの生命科学、エネルギー、環境分野などで新たな産業を生み出す無限の可能性を秘めており、産官学の連携により我が国の成長の礎を築くことが可能となります。

福岡に誘致ができれば、アジアで初めての大型国際研究所となり、世界中から多くの最先端の優秀な科学者が集まり、次世代の基礎科学、技術の発展基地として、この福岡が世界の国際科学イノベーション拠点となることが期待できるものであります。

平成二十五年十一月の決算特別委員会で、当時の今村商工部長は、国へ働きかけを行っていくとともに、関係者とも連携して、全力で取り組んでいくとい

う答弁をされました。また、小川知事からも、平成二十五年二月議会一般質問、平成二十四年十一月の決算特別委員会で、関係者一体となって、その実現にしっかりと取り組んでいくという答弁がございました。

現在、国においては、I L C有識者会議で、I L C計画実施の可否を判断するために諸課題の検討を行っているということでございますが、国の議論の進捗が見られない中、県の取り組みもどのようになっているのか、見えない状況であります。

このような中で、科学雑誌ニュートンのことしの二月号に、I L Cの建設候補地が東北地方の北上山地だけであるかのような論文が東京大学の横山広美教授、カリフォルニア大学の村山斉教授の共著で掲載をされました。

私は、国は候補地はまだ決めていないと聞いておりました。このままではI L Cは、なし崩し的に北上になってしまうのではないかと危惧しているところであります。

そこで、I L Cの現状と今後の県の取り組みについて確認をするために、今回の質問を行いたいと思うところであります。

それでは、まず初めに、確認をしておきたいと思います。ニュートン掲載の記事では、あたかも建設候補地が北上山地だけであるような論調でありましたけれども、北上山地で確定しているのでしょうか。

○恒吉商工政策課長 I L Cの国内候補地の問題でございます。

I L Cの国内候補地につきましては、平成二十六年六月の参議院決算委員会におきまして、当時の下村文部科学大臣が、九州の脊振山地も手を挙げており、北上山地に確定しているわけではないと明確に答弁をなされております。一部の研究者は、北上が最適であると言っておられますけれども、国としてはまだ候補地を決めているわけではないというのが現状でございます。

○平井一三委員 まずは、建設予定地が決まっていないということで安心をいたしました。

ところで、五年前にI L Cの研究者で組織されましたI L C立地評価会議が発表した評価結果、これがどのようなものであったか、改めて簡潔に説明をお願いしたいと思います。

○恒吉商工政策課長 平成二十五年八月に発表された評価結果についてでございますけれども、これはI L C計画を推進する素粒子物理の研究者で組織されているI L C立地評価会議が出したものでございます。

これによりますと、脊振、北上、両候補地は、立地のための必須条件を満たす極めて良質な地質を有し、技術的な観点、社会環境基盤の観点での必須要件も基本的に充足をしていると評価をしています。しかしながら、その上で、脊振地域が強みといたします住居や交通アクセス、教育、医療機関などの社会環境基盤ではなく、技術評価に圧倒的に重きを置いた結果、I L Cの国内候補地としては北上地域が最適であると評価をしているものでございます。

一方で、文部科学省からI L C計画を我が国で実現することの意義等について審議依頼を受けた日本学術会議は、I L C計画の我が国における本格実施を現時点において認めることは時期尚早、I L C計画の日本での実施の可否判断に向けて解決すべき課題の検討を行う必要があるという提言を同年九月に行ったところでございます。

○平井一三委員 今、説明をいただきましたような、いろんな経過を経てきた中で、今回このような論文が掲載されたということは、素粒子物理学の学者がとにかく一日も早くI L Cの施設をつくりたいという、そのような思いで取り組み始めた活動の一つではないかなと思っているところであります。

最近では、福岡県におきましてもI L Cを話題にすることがほとんどなくなりました。国の動向を見守るといった、そのような状況であったと思います。

この論文を見まして、私も福岡県の取り組みが気になったところでありますけれども、平成二十五年十一月の決算特別委員会の後、I L C誘致に向けて県はどのような取り組みを行ってきたかをお聞きしたいと思います。

○恒吉商工政策課長 日本学術会議の提言を踏まえまして、本県といたしましては、文部科学省に対しましてI L C計画についての世界のより多くの研究者がより長く研究を継続できる研究、生活環境、あるいは大学や研究機関、産業の集積による社会経済への波及効果など、国民の英知を結集した幅広い観点から総合的な調査、検討を行うよう要望活動を行ってまいりました。

加えまして、学術会議の提言を受けまして設置をされました国のI L C有識

者会議の議論の状況につきまして情報収集を行うとともに、文部科学省とも適宜、意見交換、情報交換等を行ってきているところでございます。

○平井一三委員 国におきましては、科学的で、かつ幅広い観点から、総合的に検討していただきたいと思っております。

それでは、現在、有識者会議でどのような議論がなされているか、お聞きしたいと思います。

○恒吉商工政策課長 国におきましては、先ほども申し上げましたけれども、学術会議の提言を受けまして、平成二十六年五月に有識者会議を設置いたしまして、ILCが担う科学的意義や建設コスト、それから研究者、技術者の確保、国際研究機関の体制及びマネジメントのあり方等について、さまざまな議論がなされてきております。

このような中、昨年十一月、素粒子物理の国際研究者コミュニティーが、コスト縮減のため初期建設規模を見直し、段階的に拡張していく見直し案を提案いたしました。それによりますと、トンネルの長さを三十一キロから二十キロに短縮をいたしまして、それにより建設コストは当初見込みの約一兆円から約六千億円となる見込みとなっております。この提案内容は、これまでの議論の前提が異なるということになりますため、有識者会議においては本年一月から、また改めて科学的意義あるいは建設コストの検証を開始したところでございます。

○平井一三委員 今、御説明されたように、これまでいろんな積み上げてこられた比較検討の前提条件が大きく変わるという状況になっているということでございます。

改めて、この検証が行われるなど、国の結論が出るまでにはかなり長い期間をこれからも要すると思っておりますけれども、ILCの脊振の誘致に向けて、今後、県としてどのように取り組んでいくかをお聞きしたいと思います。

○恒吉商工政策課長 国の有識者会議では、見直し案を受けまして、また改めて検証が行われているところでございます。そういった意味では、結論が出るまで時間を要する見込みだろうと思っております。

県といたしましては、引き続き、国の有識者会議の検討状況について情報収集等を行いますとともに、国民の英知を結集した幅広い観点からの総合的な調査、検討を行うよう、国に対し求めてまいります。

○平井一三委員 国に対して、これからもしっかりと働きかけを行っていただきたいと思えます。

小島部長は、十五年の長きにわたりまして I L C に携わり、誘致推進に努めてこられました。私も部長と同じ思いで、この I L C の誘致を願ってきたところでもありますけれども、このたび部長は晴れて退職と聞いております。大変お疲れさまでございました。これまで長きにわたりまして携わってこられた方が退職されるということは、大変残念に思っておりますけれども、最後に、I L C の脊振地域での実現に向けて、部長の思いを聞かせていただきたいと思えます。

○小島商工部長 I L C でございますけれども、委員御指摘のように、たまたまですけれども、継続して十五年間担当をさせていただきました。スイス、ジュネーブにあります同じような施設であります欧州原子核研究機構が、いわゆる C E R N の例でございますけれども、世界の研究者やその家族数千名が居住するほか、年間約一万人の研究者や技術者が研究のために実験施設を訪れているところでございます。

I L C を担当した、その期間中に、私は小柴先生あるいは小林先生を初め、ノーベル賞を受賞された多くの研究者の皆さんに直接お会いをして話をする機会を数多く得ることができました。

I L C が実現した場合は、この C E R N と同様に、こうした世界トップクラスの多くの研究者、技術者が居住すると言われておりまして、これらの研究者と住民の交流等を通じまして、アジアにおける文化、学术交流機能を備えた国際研究都市というものが形成されることになると思えます。

今回、研究者の計画変更によりまして、国の有識者会議の結論が先送りをされることになったことから、I L C の実現には、さらに時間を要することになりました。私の在任中は、プロジェクトは実現しませんでした。引き続き長

期的な視点に立って、関係者の皆さんと連携して、しっかり取り組むよう、担当者に引き継いでまいりたいと思います。

○平井一三委員 部長の思いを述べていただきました。

I L Cの脊振地域への誘致は、これは福岡県民の夢でもあり、思いでもあろうと思っております。この夢は、ヒッグス粒子の解明をするのと同じぐらい難しいことかもしれないと思っておりますけれども、私は可能性はあるかなと思っ

ているところであります。
引き続き、県といたしましても、しっかりとこの誘致に向けて取り組んでいただきますことを、そして小島部長につきましては、また違った立場で応援をしていただきますようお願いいたします、質問を終わります。以上です。
(拍手)

2. 鳥獣被害対策、特にイノシシ対策について

○平井一三委員 自民党県議団の平井一三です。

通告に従いまして、鳥獣被害対策、特にイノシシについて質問をいたします。

昨年の予算委員会でこの鳥獣被害対策について質問をいたしまして、農業被害対策だけでなく、イノシシが町なかへ出没し人間の生活を脅かしていることへの対策を十分に行ってもらうように訴えをいたしました。しかし、依然として人の生活圏への出没は多数報告されておまして、人的被害、器物破損被害もふえていると聞いております。このようなことから、イノシシ対策について今回改めて質問をいたします。

資料の請求をしたいと思っております。過去五年間の農林水産物被害、イノシシ捕獲頭数、予算の推移に関する資料をお願いしておりますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○中尾正幸委員長 お諮りいたします。

ただいま平井委員から要求がありました資料を委員会資料として要求するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者がある〕

○平井一三委員　それでは、資料につきまして簡潔に説明をお願いいたします。

○山下畜産課長　それでは、野生鳥獣によります農林水産物の被害と予算等の推移について御説明申し上げます。

野生鳥獣による農林水産物の被害、平成二十四年度十四億三千四百万円であったものが、二十八年度は九億九千七百万円と四億三千七百万円ほど減少しております。このうちイノシシにつきましては、二十四年度五億三千四百万円であったものが、二十八年度は三億九千六百万円と一億三千八百万円の減少となっております。

一方、イノシシの捕獲頭数でございます。増加傾向にございまして、二十四年度二万一千八百五十八頭であったものが、二十八年度は三万五百九頭、約一・四倍となっております。また侵入防止柵と捕獲対策の予算を合わせまして七億円余りを措置いたしております。

○平井一三委員　今御説明のように、毎年イノシシを二万五千頭から三万頭捕獲をしていただいておりますけれども、被害額で平成二十五年度からの四年間はイノシシの被害はほとんど変わっていないと判断できるところであります。

また、資料の中で平成二十七年度から捕獲対策予算が急に増加をしておりますけれども、その理由はどのようなことでしょうか。

○山下畜産課長　平成二十五年度に始まりました市町村協議会等が実施いたします捕獲活動に対する国の直接補助金が、二十七年度からは県を経由する交付金となったため、県予算が増加しております。

○平井一三委員　昨年もイノシシの捕獲対策について質問をいたしました。その際、他県と連携した一斉捕獲の取り組みをすとの答弁でございました。

そこで、本年度のイノシシの一斉捕獲の概要と実績についてお聞かせをください。

○山下畜産課長　　イノシシにつきましては、脊振山系など北部九州での捕獲を強化するため、本県と佐賀県、長崎県で連絡会議を設置しております。情報交換や連携した一斉捕獲を進めております。この一斉捕獲につきましては、本県では脊振山系に位置する福岡市、筑紫野市、糸島市、那珂川町が実施しております。昨年の九月、十月の二カ月間に七十六頭を捕獲しております。

○平井一三委員　　他県との連携した捕獲に取り組んでいただいているということはわかりました。

しかし、イノシシは、餌を求めて農地だけでなく集落の周辺にもたくさん出没しております。被害の報告が上がってくるのは農業被害、それも比較的大きな被害について報告がなされているものと思っております。庭先へ来てごみをあさったり畑を荒らしたりといった小さな被害があるということをもたくさん聞いておりますけれども、そのような状況を把握しておられるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○山下畜産課長　　今、委員御指摘のとおりでございます。イノシシによる生活被害につきましては、毎年、地域の状況の把握を行うために市町村に依頼して調査を行っております。具体的に申し上げますと、集落周辺などでイノシシが人と衝突しけがをするといった人的被害などを報告いただいているところでございます。平成二十八年度につきましては、県全体で人的被害が二十一件、目撃情報あるいは器物損壊などが七百十二件と、前年に比べいずれも増加している状況でございます。

○平井一三委員　　先ほど説明をいただきましたとおり、イノシシの捕獲頭数は毎年ふえているところであります。農林水産被害は減っておりますけれども、イノシシによる被害というのはほとんど変わっていないということも言えるのではないかと考えています。

町なかでの人的な被害や目撃情報がふえている状況からしますと、本当に生息頭数は減っているのかと思うところでありますけれども、お考えはいかがですか。

○山下畜産課長 国におきましては、鳥獣捕獲強化対策を策定いたしまして、平成二十四年度に三十五万頭と推定された生息頭数を三十五年度までに半減することといたしております。これを達成するためには、九州では二十三年度の一・一五倍を毎年の捕獲目標として定めております。本県では、これを当てはめまして二万一千頭を捕獲目標としておりまして、この目標に対しまして実際の捕獲頭数、二十四年度以降は二万一千頭を超える捕獲を続けております。二十八年度は三万頭を超えておりますことから、生息頭数は減少しているものと推定されます。

○平井一三委員 平成二十四年度に九州のイノシシが三十五万頭と推定されており、これが三十五年度までに半減させる目標で捕獲を進めるということがあります。

それでは、頭数が半減したときにどのような状況になるとお考えでしょうか。農業被害、あるいは人間の生活圏への影響などはどのように考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○山下畜産課長 国が推定いたします九州のイノシシの生息頭数の推移を見ますと、頭数が半減いたしますと、平成十年度ごろの生息頭数の水準に戻ると推測されます。この状態に戻りますと、農林産物の被害につきましては、侵入防止柵の整備も進めておりますことから、現在の半分程度の水準に減少すると推測をいたしております。また、生息頭数の減少に伴いまして、町なかでの目撃回数についても減少すると推測いたしております。

○平井一三委員 頭数が半減しますと、当然町なかでの目撃回数は減るということは当然のことであろうと思っておりますけれども、その目標が達成されたときのイノシシと人との共存する環境、これがどのようなになっているかということをお聞きをしたところでもありますけれども、現状では、私は十分に生息頭数を把握できていないと思っております。

そのような中で、これについての回答は難しいと思っておりますので、先に進まさせていただこうと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもその頭数をしっかりとコントロールしていくことが、私は重要であろうと思っております。

す。こうした中で、県はその生息頭数をコントロールする指標として、イノシシについては生息頭数ではなく農林業の被害額を使用されております。その根拠は何なのかを教えてください。

○山下畜産課長　イノシシにつきましては、県単位での生息頭数の把握が困難でございます。これは委員御指摘のとおりでございます。それで、国の特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインにつきましては、農林業被害額を目標値とすることもやむを得ないとされておりました、九州各県とも被害額を目標値としているところでございます。

○平井一三委員　今おっしゃったイノシシ防止柵など農業被害防止対策をしっかりと講じているので、農林業の被害だけを見れば減少していくということは当たり前であろうと思っておりますけれども、その農業被害額を指標としてイノシシの頭数を把握しコントロールしていくことが本当にできるのかというのは、本当に疑問に思っています。イノシシの生息頭数を推計できる指標、少なくとも定量的に判断できるような指標を取り入れる必要があると思っております。農作物被害額以外の指標、例えば出没件数や狩猟者からの聞き取り情報などから、時期や場所、聞き取りの方法などを統計処理できるレベルで収集して生息頭数の推計を行うことはできないかなと思っております。その結果をもって、次年度はもっと捕獲する、あるいはもう少し減らすなど、そのような次年度以降の捕獲にしっかりと生かしていくべきと思いますがいかがでしょうか。

○山下畜産課長　県では、鳥獣被害防止対策といたしまして侵入防止、それから捕獲対策を一体的に進めており、両方の効果で被害額が減っております。委員、ただいま御指摘のとおり、農作物の被害額以外の指標によりイノシシの生息状況を把握することは有効な方法と考えております。狩猟者からの捕獲情報、あるいは目撃情報などの継続的な収集に努めまして、それをどういった形で活用していくかについて、専門家の意見も伺いながら今後の捕獲対策に活用していきたいと考えております。

○平井一三委員　現状は、イノシシの捕獲は進めているけれども、依然として町なかにもイノシシが出没しているという状況であります。

当面は、そう言いましても町なかに出没するイノシシによる生活被害を防止することが喫緊の課題であろうと思っております。昨年、生活圏の中にイノシシが出没する原因をお聞きをいたしました。生活被害の防止策、安全対策を地域住民に広報などを通じて周知する必要があると申し上げたところでありますけれども、どのような周知を行ってこられたかをお聞きいたします。

○山下畜産課長 県では、県民に対しまして、ごみあるいはペットの餌の放置などの無意識の餌づけ防止や、イノシシと出くわした際の対応などの情報につきましてホームページに掲載して、生活被害の防止を進めております。また、市町村におきましては、県が作成いたしました鳥獣被害対策実践マニュアルなどの情報を活用いたしまして、チラシ、広報紙、ホームページへの掲載、広報車による巡回などよりまして啓発を行っているところでございます。

○平井一三委員 地域住民に広く広報されているということでありましたけれども、私も地元の筑紫野市に入っているいろいろなお話を聞きますと、そのあたりの話も十分伝わっていない、周知されていないと思われまます。今後もしっかりと広報を行っていくようお願いをしたいと思います。

先ほど生息数の推計について提案をさせていただきましたけれども、目撃情報などについては、地域に広報する際に住民から逆にいろいろな情報聞き取るという効果的な情報収集が可能ではないかと思っております。ぜひこれらの情報交換の仕組みを地域とつくっていただいて、捕獲対策に生かして、被害軽減に努めていただきたいと思います。

そこで、これまでの取り組みも踏まえまして、今後どう取り組んでいくかをお聞きしたいと思います。

○山下畜産課長 イノシシにつきましては、捕獲を進めて個体数を減少させることが住宅地への出没あるいは生活被害の低減にもつながるものと考えております。このため、国の交付金も活用いたしまして捕獲対策を現在進めております。この取り組みを今後ともしっかりと進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど来委員から御指摘のとおりでございます生活被害の情報を今後の捕獲対策に活用することは、大変重要であると考えております。このため市

町村と連携いたしまして、生活被害情報の収集を進めるとともに、広報活動に引き続き取り組んでまいります。

○平井一三委員　　これまで農林水産部が県の鳥獣被害対策を担ってこられました。農業被害を減らすことを主たる目的として取り組んでこられたように思います。生息頭数がどの程度で、どこまで減らすかといった指標となるものが農作物の被害額とされていることを見てもわかると思っております。

農林被害だけでなく生活被害を計画的に防止するために、イノシシの生息頭数のコントロールが必要になってきます。コントロールをするためには、現状の生息頭数の状況を把握しながら進める必要があるのではないかなと思ってございます。平成二十四年に九州全体で三十五万頭生息していたものが、平成三十五年に十七・五万頭に半減させる目標で、福岡県では平成二十四年度以降平成三十五年度まで、毎年二万一千頭を捕獲を続けるという計画でありますけれども、単純に計算しまして九州七県で三十五万頭いたということですね。これを単純割りしますと、福岡県が五万頭、多いか少ないかちょっとわかりませんが、という計算になります。そして、最近はその半数以上を毎年捕獲をしているんですよね。十年間で半数にしようというのが、既に毎年半数の数をとっているわけでありまして、私は、そのところが、いろいろ説明を、勉強しましたけれどもわかりません、これはですね。やっぱりそれはどこか現状の生息頭数が何頭かというのがわからないというところから端を発しているんじゃないかなと思っているところでもあります。このままやっていって、半数近くになったときに、それでも二万一千頭の頭数が捕獲できるのかと。今は三万頭近くとれているけれども、そこも計画の実施に当たって、私は心配しているところでもありますけれども、生息頭数をある程度把握して対策を行っていただきたいと思うところでもあります。

最後に、これまでの質疑を踏まえて、今後鳥獣被害対策をどのように進めていかれるか、部長の見解をお聞きいたします。

○岡本農林水産部長　　鳥獣被害対策につきましては、これまでの侵入防止柵の設置、捕獲活動の支援、追い払いなど、地域ぐるみの被害防止の取り組みなどによりまして被害額は減少してきているところでございます。しかし、委員

のほうから御指摘がありましたように、依然として農林業被害は続いており、生活被害も発生していることから、先ほど課長が申し上げましたとおりイノシシの捕獲、それから地域住民への広報活動による被害防止についてしっかり取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

また、委員から御指摘のありました狩猟者の捕獲情報、生活被害の情報の活用は、私のほうも重要と考えていますので、情報の継続的な収集に努めるとともに、それをどういう形で活用していくのかにつきましては、専門家の意見をお伺いしながら今後の捕獲対策に活用していきたいと考えているところでございます。

今後とも侵入防止対策、捕獲対策をしっかりと進め、農林業被害はもとより生活被害の防止に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○平井一三委員　それでは、しっかりと取り組んでください。終わります。
(拍手)